

◆建設業者の新分野進出を支援します！

☆ 融資対象者

次の①、②のいずれにも該当する中小企業者

- ① 県内に本店を有し、3年以上建設業を営む中小企業者で、建設業法に基づく建設業許可を有している者
- ② 事業計画を作成の上、下表記載の農業、林業、漁業、医療・福祉及び環境分野に進出しようとする者（進出先は、信用保証の対象となる事業に限る。）

分 野	業 種 等
農業	茶作農業（製造加工設備を有し、荒茶及び仕上茶の製造を行っているものに限り）、蚕種製造業（製造加工設備を有するものに限り）、蚕種製造請負業（製造加工設備を有するものに限り）、てい鉄修理業、きのこを生産する事業（菌床栽培方式によるきのこの生産であって、作業所内において工場的生産設備をもって生産、卸売するものに限り）、かいわれ大根を生産する事業（苗床栽培方式によるかいわれ大根の生産であって、作業所内において工場的生産設備をもって生産、卸売するものに限り）、養鶏業（人工ふ卵設備を有し、鶏卵の人工ふ化を行うものに限り）、ふ卵業（人工ふ卵設備を有し、鶏卵の人工ふ化を行うものに限り）、家畜貸付業、園芸サービス業
林業	製薪炭業（製造加工設備を有するものに限り）、薪請負製造業（製造加工設備を有するものに限り）、炭焼請負業（製造加工設備を有するものに限り）、炭賃焼業（製造加工設備を有するものに限り）、素材生産業、素材生産サービス業
漁業	真珠養殖業（養殖から加工までを一貫作業として行っているものに限り）
医療・福祉	日本標準産業分類の大分類「P医療、福祉」に属する事業
環境	日本標準産業分類の大分類「D建設業」以外の大分類に属する事業で、かつ環境負荷低減につながる事業

☆ 融資条件

融 資 限 度 額	1 億円
融 資 利 率	年 1. 6 0 %（固定利率）
融 資 期 間	1 0 年以内（うち据置 2 年以内）
資 金 使 途	設備資金及び運転資金
担 保 ・ 保 証 人	保証協会または金融機関の定めるところによる （第三者保証人不要）
信 用 保 証	原 則 必 要

☆ 申 込 先

申し込みは県制度融資の取扱金融機関へ

※ 県内のほとんどの金融機関が県制度融資を取り扱っています。

☆ 問い合わせ先

兵庫県産業労働部地域金融室

☎ 0 7 8 - 3 6 2 - 3 3 2 1

兵庫県県土整備部総務課建設業室

☎ 0 7 8 - 3 6 2 - 9 2 4 9

☆ その他

※ 取扱金融機関または信用保証協会の審査により、融資を受けられない場合があります。